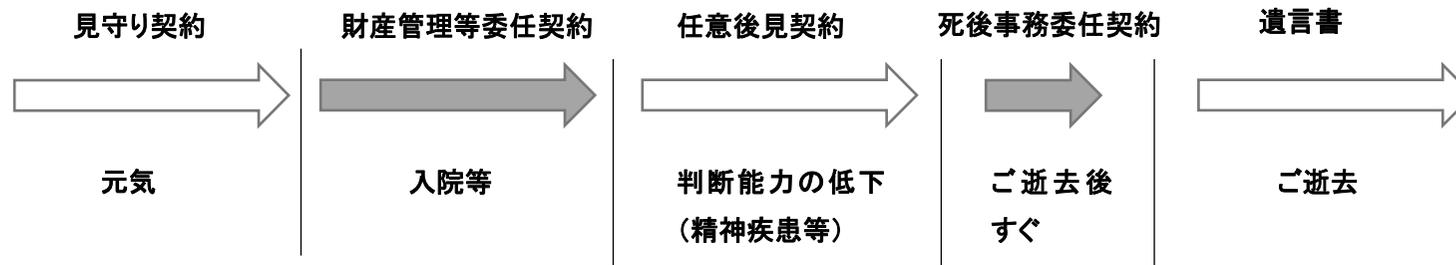


## 認知症・生前対策の種類



類型	説明
①見守り契約	健康かつ任意後見が始まるまでの間に、支援する人が定期的に本人と電話連絡を取り、併せて、本人の自宅を訪問して面談することにより、支援する人が、本人の健康状態や生活状況を確認することによって、任意後見をスタートさせる時期を判断するための契約です。
②財産管理等委任契約	体調不良に備えて(車椅子生活・寝たきり状態・手が不自由で文字が書けないなど)、預貯金の払戻しや、印鑑証明書・戸籍謄本の取得など、家族や信頼できる人に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約です。任意後見契約と同時に結ぶと便利です。
③任意後見契約	判断能力があるうちに、認知症などの精神疾患等に備えて、あらかじめ自らが選んだ人(任意後見人)に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約です。本人の判断能力が低下した後、家庭裁判所に任意後見監督人の選任を申し立て、その任意後見監督人のもとで、任意後見人が、任意後見契約で定めた事務について、本人を代理して契約などをすることによって、本人の意志に従った適切な保護・支援をすることができます。
④死後事務委任契約	お亡くなりになってすぐの事務に備えて、第三者(個人、法人を含む。)に対して、亡くなった後の諸手続、葬儀、納骨、埋葬に関する事務を委任しておく契約をいいます。
⑤遺言書	お亡くなりになった後、財産を取得させる人や相続手続きを行う人、祭祀承継者、未成年後見人となるべき者を決めておいたり、子の認知や遺産分割の禁止など、一定の法律効果を遺言者がお亡くなりになったあとに発生させるものをいいます。